大 監 第 71 号
令和８年 10 月 26 日

大阪市監査委員　森　　伊　吹
同　森　　恵　一
同　出　雲　輝　英
同　永　井　広　幸

住民監査請求について（通知）

令和８年９月 25 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第１項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第１　請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

ある大阪市立中学校（以下「本件中学校」という。）では、生徒に対して週２回の集会を義務付けているが、教育に何の関係もない世間話を聞かせる場となっていることから行う必要がなく、教育サービスを質的・量的に低下させるものであり、生徒の行き渋りや不登校の最大の原因ともいえる。これは教育基本法第 16 条が禁じる不当な支配に該当し、必要のない行為を行いながら満額の給与を受領する行為は公金支出の合理性を欠いている。

また、本件中学校では、体育の授業において５分前行動を生徒に厳格に義務付けているにもかかわらず、授業終了時間の５分前には授業を終えている。これは児童虐待防止法第２条に抵触する恐れのある管理統率虐待的な指導を行っている一方で、教員は十分に休憩を取っていることを意味する。

加えて、本件中学校では、「教室の鍵管理」という地方公務員法上の施設管理義務に直結する業務を、集会時等において、未成年である生徒（学級委員等）に丸投げしている事実を確認した。これは、教職員の職務専念義務違反（地方公務員法第 35 条）であると同時に、生徒を事故や盗難等の紛争リスクに晒す国家賠償法上の安全配慮義務違反であり、管理業務を放置しながらその対価としての給与を受領し続けることは不当利得である。

さらに、本件中学校では、学校側が、ある生徒が校外で事故を起こしたという他の生徒からの虚偽の報告を鵜呑みにし、事故を起こしたとされた生徒に対し、教諭２人が約 50 分間にわたり、保護者への連絡もせず密室での威圧的尋問・自白強要を行った上、最低限の現場確認義務を怠ったまま、古い傷跡まで確認するなどの執拗な身体点検を強行した。これらは、

児童虐待防止法第２条が禁じる「身体的・心理的虐待」であり、教育基本法第 16 条が禁じる教育に対する「不当な支配」であるとともに、公務の範囲を著しく逸脱した私的不法行為である。しかも、過去に別のトラブルで当該生徒が被害を訴えた際は「校外のことである」として放置するという二重基準が存在しており、このような合理的な理由のない差別的取り扱いは、前回の被害の申告に対する意趣返し（報復的な人権侵害）であって、行政権の行使における平等原則に反し、裁量権を著しく逸脱・濫用した違法な公権力行使である。

以上のような、地方公務員法第 31 条・第 32 条・第 35 条、教育基本法第 16 条、児童虐待防止法第２条、国家賠償法第１条第１項違反の状態にある教職員に対し、人件費を支出し続けることは、実質的な債務不履行状態にある教職員への過払いであり、不当な公金支出に該当する。

これらの行為による損失額は、教職員が教育活動に従事していない「空白の待機時間」を人件費換算することで算出され、年間で約 1,440 万円から 2,880 万円（推計）となる。

よって、本件中学校の校長及び当該生徒への尋問を行った教諭２名に対し、不法行為及び職務懈怠に相当する時間の給与額を算定して市への返還を命じるなどの措置を講じることを求める。

第２　判断

１　本件請求について

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

- 当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をすること。
- 住民監査請求の制度の目的が地方財務行政の適正化を図ることであるから、当該行為等によって当該地方公共団体に財産上の損害が発生し、又は発生しようとしていること。

そこで、本件請求が住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、本件中学校において、①生徒に対し週に２回の不要な集会を義務付けていること、②授業時間の５分前から生徒を拘束する一方で教職員は５分前に授業を終える等、生徒には休憩を許さない指導が行われている一方で教職員は十分な休憩を取っていること、③教室の鍵管理という教職員が担うべき学校施設の管理業務が放棄され、生徒に丸投げされていること、④校外で事故を起こしたとされた特定の生徒について、他の生徒による申告が鵜呑みにされ、客観的証拠の確認が一切されないまま、当該生徒に対する密室での威圧的な「取調べ」が行われ、「自白」を迫られるという差別的な取り扱いが行われていることを挙げ、これらの教職員により行われた各行為が、教育基本法、児童虐待の防止等に関する法律、地

方公務員法等の関係法令に違反することを理由として、当該教職員に対する人件費（給与）の支出が不当支出である旨を主張するものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するとともに、当該財務会計上の行為が大阪市に損害を発生させるおそれがあるものといえるのかが問題となる。

この点、人件費（給与）は職員の勤務に対する対価として支払われるものであるところ、大阪市では、「職員の給与に関する条例」（昭和 31 年大阪市条例第 29 号。以下「給与条例」という。）に基づき、在籍している職員の職務内容の難易、複雑さ、責任の軽重に応じて定められた給料表に従って支払われるものであって、当該職員が実際に勤務に就いているのであれば、当該職員に給与を支払わなければならない。

しかしながら、請求人の主張においては、当該教職員らの職務に関する請求人自身の評価が記載されているのみであり、勤務の事実がないにもかかわらず当該職員らに対して給与が支出されている等といった、当該教職員らへの給与の支出に給与条例違反があることについての具体的な事実の摘示がない。

さらに、上述のとおり、人件費（給与）は職員の勤務に対する対価として支払われるものであるから、教職員に対する給与の支払いが直ちに大阪市に損害を与えるものともいえない。

よって請求人の主張は、違法又は不当な財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとはいえず、また、当該財務会計上の行為により大阪市に損害が発生するおそれがあるものとも認められない。

２　結論

上記１のとおり、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。